市営霊園の使用を希望する方へ

市営霊園の使用にあたり、条例等により次のように定められています。

1　遺体埋葬の禁止

市営霊園は火葬していない遺体を埋葬することはできません。

2　碑石等の制限

霊園により、碑石の型や大きさ等に制限があります。規則に定める碑石基準に沿った施設を、使用許可日から５年以内に建設してください。

3　使用者の義務

（１）次の場合、印鑑持参のうえ必ず届出をお願いします。【(カッコ内）は必要書類】

①遺骨の埋蔵…納骨前に届出
（火葬許可証原本または改葬許可証原本・霊園使用許可証）

②使用権の承継…承継者決定後に届出　※必要書類については事前にお問い合わせください。
（前使用者と承継者の関係が分かる戸籍謄本・承継者の住民票写し・霊園使用許可証）

③代理人の選定…使用者の住所が市外の場合、市内に住所を有する世帯主を代理人に選定。申請書に代理人の承諾印が必要。
（代理人の住民票写し・霊園使用許可証写し）

④本籍・住所・氏名変更…変更後に届出　※手数料 300 円
（住民票写し・霊園使用許可証）

⑤霊園使用許可証の再発行…手数料 300 円（届出内容に変更がなければ添付書類不要）

⑥遺骨の改葬…改葬前に許可申請　※必要書類については事前にお問い合わせください。
（霊園使用許可証）

⑦碑石等の建設・撤去…工事届は着工前。(設計書、霊園使用許可証写し）
工事完了届は完了後。(しゅん工図・完了後写真）
※撤去の場合は設計書・しゅん工図不要

⑧聖地の返還…事前にお申し出ください。(霊園使用許可証）

（２）管理料の納入
毎年４月中旬に納入通知書を送付します。４月末日までに必ず納めてください。(年額一括払い）

（３）使用聖地内は使用者の管理です。聖地内の清掃と尊厳維持に努めてください。各霊園ともゴミ捨て場はありません。お参りの際のゴミ等は各自でお持ち帰りください。また、食べ物は野生鳥獣のエサとなり霊園が荒らされてしまうため、お参りが済みましたら供物も必ずお持ち帰りください。

（４）聖地を返還する際は事前にお申し出のうえ、聖地は原状に復してください。

4　使用の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用を取り消す場合もあります。

（１）使用者死亡日から３年を経過しても、承継の申出がないとき。
（２）目的以外に使用したとき。
（３）使用権を第三者に譲渡し、または転貸したとき。
（４）管理不全のまま５年を経過したとき。
（５）管理料を納めないまま３年を経過したとき。
（６）不正手段により許可を受けたとき。
（７）条例・規則・市長の付した条件等に違反したとき。
（８）市外に本籍・住所を移し、若しくは住所不明で５年を経過し、相続人・親族・縁故者等祭祀を主宰する者がないとき。

5　その他

聖地返還に伴う使用料・管理料は原則として還付しません。(使用許可日から 10 年以内の返還の場合、使用料のみ一部還付あり。事前にご確認ください。）

安曇野市　市民生活部　生活環境保全課　環境保全担当（本庁 2 階 6 番窓口）
〒399-8281　長野県安曇野市豊科 6000 番地　　☎（0263）71-2000[代表]・71-2491[係直通]